

ご意見・ご提案	受付年月日	令和7年1月30日
件名	市議会常任委員会行政視察監査結果への対応について	
内容	<p>令和5年度市議会常任委員会の行政視察については、議会規則第106条に基づき委員会を開催し、委員派遣に関する表決・議決が必要であったにもかかわらず委員会を開催することなく実施されたものであり、経費を公費として支出し、規則に違反している。議長および議会は、監査委員の指摘に対し、なんら行動を起こしておらず、原因究明と再発防止策について議会として取り組む必要がある。また、市長においても議会に対し申し入れをしていただきたい。</p> <p>常任委員会の行政視察には委員会の表決が必要であることが監査委員から指摘されたことから、予算編成においては委員会の表決後予算化しなければならないのではないのでしょうか。委員会で委員派遣の必要性について議論し、調査結果を市政にどのように生かすかを明確にし、規則第106条にある、日時、場所、目的及び経費を委員会で決定後、議長の派遣承認を確認できたとき、はじめて予算化すれば効果のある行政視察が実施されるようになるかと考える。議員の研修が成果であれば、政務活動費を参加議員が相互負担し実施すべきであり、公費を使い行政視察を行うのであれば、成果が市政に効果あるものであることは当然のこと。補正予算でも対応は可能であり、前年度に表決すれば当初予算でも対応可能である。</p>	
回答	回答年月日	令和7年4月22日
担当部課	企画財政部 総務課・財政課	
内容	<p>ご意見をいただきました常任委員会行政視察に係る経費の支出につきましては、違法又は不当であるとは認められないとの結論と承知しております。一方で、監査委員より一部手続きに関し改善すべきであるとのことのご意見があったことも承知しております。</p> <p>市議会におかれましては、監査結果を踏まえ、令和6年度からの常任委員会行政視察に関し委員会での議題とするなど手続きの改善に取り組まれていると承知しております。そうした状況を鑑み、市執行部といたしましても、本事案に対する議会への申し入れは考えておりません。</p> <p>なお、予算編成につきましては、当初予算においてその年度中に見込まれる支出を歳出予算に計上することとしておりますが、緊要なものや編成段階で特に協議をしたものについては補正予算での計上も可能です。</p> <p>予算計上段階で、ご意見にある委員会の表決および議長による承認は求めておりませんが、担当部局においては精査したうえ予算計上するよう、求めているところです。</p>	